

諮問番号：平成30年度諮問第47号
答申番号：平成30年度答申第45号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

移送費を支給してもらえなければ、本件治療を受けに行くことができないにもかかわらず、本件申請を却下した原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない。よって、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、移送費を支給してもらえなければ本件治療を受けに行くことができないにもかかわらず、本件申請を却下した原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、処理基準によれば、処分庁が給付を決定する以前に請求人が交通機関を利用した際の交通費は原則として給付の対象と認めることはできず、また、請求人が平成29年12月4日分の移送費を平成30年7月24日に申請したことについて、事前の申請が困難なやむを得ない事由があったと認めるに足る証拠はないから、請求人の申請した交通費は移送費の支給要件には該当しない。加えて、市外のA医院の主治医は、請求人の病状について市内の医療機関での本件治療が可能と判断しているのであるから、市外のA医院での受診のための移送費を支給すべき理由はない。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年2月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年3月4日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、通院に係る移送費の給付は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている。

また、通院に係る移送費の給付手続については、原則として事前の申請及び領収書等の提出が必要であることとされ、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととされている。

この点、請求人は、移送費を支給してもらえなければ、本件治療を受けに行くことができないにもかかわらず、本件申請を却下した原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、これまでの経緯からみて、移送費の給付に当たって事前の保護変更申請書及び医療機関からの給付要否意見書の提出が必要であることを請求人は了知していたというべきであり、かつ、請求人において事前の申請が困難であった特段の事情もうかがわれないのであるから、移送費の支給対象になるものとはいえない。他方、請求人が受診したA医院の医師に対して処分庁が確認したところ、請求人の居住地の近隣に所在する医療機関において本件治療を受けることが可能であると認められるから、A医院までの交通費は傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段に要した費用とはいえない。したがって、本件申請を却下することとした処分庁の判断に違法又は不当な点はなく、請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人は本件審査請求に当たり執行停止の申立てを行っているが、その申立てにつき、原処分はその処分執行又は手続の続行により重大な損害を避けるため緊急の必要があるとは認められないから、執行停止をしないこととした審査庁の判断に違法な点はない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美